

議案第百十二号

三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて

次のとおり三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議

決を求めらる。



昭和四十七年十二月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第  
二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別 表

三朝町山村開発センター使用料

附 則

この条例は、昭和四十八年一月一日から施行する。

室名	基準使用料		追加使用料		冷暖房料	特別料金
	昼間	夜間	昼間	夜間		
大集会室	2,500 <sup>円</sup>	3,000 <sup>円</sup>	500 <sup>円</sup>	600 <sup>円</sup>	使用料の50%	1,500 <sup>円</sup>
中会議室	1,500	1,800	300	400	"	1,000
小会議室	300	360	50	60	"	500
生活改善 実習室	2,000	2,400	400	500	"	-
和 室	500	600	100	120	"	700

備 考

- 1 基本使用料は、許可使用時間4時間までの額をいう。
  - (1) 昼間料金は、午前8時30分から午後5時まで。
  - (2) 夜間料金は、午後5時から午後10時まで。
- 2 追加使用料は使用時間を超えて使用した時間/時間の額をいう。ただし、端数時間は1時間として計算する。
- 3 結婚式場使用料は1回につき1,500円とする。
- 4 農林相談室、保健相談室、青年室、図書室を会議等に使用する場合は小会議室の料金に準ずる。
- 5 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。